

令和6年12月26日に公表した「令和6年度 教育委員会における学校の働き方改革のための取組状況調査」の結果等を踏まえ、学校における働き方改革を一層推進する上での留意事項についてお知らせします。

6文科初第2755号
令和7年3月24日

各都道府県教育委員会教育長
殿
各指定都市教育委員会教育長

文部科学省初等中等教育局長
望 月 禎

令和6年度教育委員会における学校の働き方改革のための
取組状況調査結果等に係る留意事項について（通知）

日頃から、地方教育行政の発展に御尽力と御協力を賜り、誠にありがとうございます。

学校における働き方改革については、これまでも、中央教育審議会答申「「令和の日本型学校教育」を担う質の高い教師の確保のための環境整備に関する総合的な方策について（答申）」（令和6年8月27日）（以下「中教審答申」という。）及び中教審答申を踏まえた令和6年9月通知¹等により、取組の徹底をお願いしているところです。

この度、中教審答申において指摘された事項を踏まえつつ、標記調査結果（以下「調査結果」という。）を令和6年12月26日に取りまとめました（別添1）。標記調査への御協力、誠にありがとうございました。

調査結果においては、「学校・教師が担う業務に係る3分類」（以下「3分類」という。）に基づく14の取組の全ての項目で実施率が上昇していた一方で、自治体間の取組状況に差が見られることに加え、依然として時間外在校等時間が長い教師も存在しています。

文部科学省としては、令和6年12月に財務大臣及び文部科学大臣が合意した教師の平均時間外在校等時間を、まずは、今後5年間で（令和11年度までに）、月30時間程度に縮減するとの目標を踏まえ、学校における働き方改革に係る一層の取組を進めてまいります。

各教育委員会におかれては、特に下記の点に留意し、学校における働き方改革の更なる加速化に取り組んでいただくようお願いします。

各都道府県教育委員会におかれては、域内の市（指定都市を除く。）区町村

¹ 「「令和の日本型学校教育」を担う質の高い教師の確保のための環境整備に関する総合的な方策について（答申）」（令和6年8月27日中央教育審議会）を踏まえた取組の徹底等について（通知）（令和6年9月30日付け文科初第1293号初等中等教育局長・総合教育政策局長・スポーツ庁次長・文化庁次長通知）

教育委員会に対して、本件について周知を図るとともに、市区町村教育委員会や各学校等のそれぞれの主体がその権限と責任を踏まえて、適切に対応できるよう、十分な指導・助言に努めていただくようお願いいたします。

記

1. 働き方改革の取組状況の「見える化」と PDCA サイクルの構築等について

全ての教育委員会において、教職員の在校等時間の客観的な把握（以下「客観把握」という。）を徹底した上で、働き方改革の実効性を向上させる観点から、業務量の現状や取組状況の公表に加え、業務の分担の見直しや適正化、必要な環境整備等の取組を実施するといった PDCA サイクルの構築が不可欠である。

調査結果では、令和 6 年度末までに、全国の 99.8% の教育委員会において、所管する全ての小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校で客観把握を適切に行う予定であることが確認された²。教育委員会においては、引き続き、所管する全ての幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校における客観把握のための取組を徹底するとともに、未だ客観把握を行っていない学校を所管する教育委員会においては、速やかに客観把握が徹底されるようにすること³。

なお、既に適切に把握を行っている自治体においても、特に同指針において、「校外において職務に従事している時間についても、できる限り客観的な方法により計測すること」とされていることや、指針に係る Q&A において、土日や祝日などに校務として行う業務の時間も「在校等時間」に含まれるとされていることを踏まえ、引き続き、校外や土日・祝日において職務に従事している時間も含めて客観的に計測し、在校等時間として管理する等、適切な対応を徹底すること。

また、調査結果において、在校等時間及びその縮減に向けた取組状況の公表並びに業務改善に係る PDCA サイクルの構築状況については、特に市町村間において差が見られるところであり、教育委員会においては、調査結果やその概要と併せて紹介している取組事例も参照しつつ、域内における取組をさらに推進すること。

その際、業務改善の PDCA サイクルの実施に係る目標設定に当たっては、在

² 今回の調査では、教育委員会に対し、それぞれの学校種について、所管する全ての学校で「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」（令和 2 年文部科学省告示第 1 号。以下「指針」という。）に基づく、ICT の活用やタイムカード、パソコンの使用時間の記録等による客観的な方法での在校等時間の把握をしているかを確認した上で、「校外」及び「土日や祝日など」に校務として行う業務の時間も把握しているかも併せて確認しており、それら全てを把握している、又は令和 6 年度中に把握を開始予定であると回答した教育委員会を、それぞれの学校種について「令和 6 年度末までに、所管する全ての学校で客観的な在校等時間の把握を開始予定である教育委員会」として計上している。

³ 客観把握の方法等については、指針に係る Q&A を参照されたいこと。

校等時間に係る目標だけでなく、例えば、教師のやりがいやメンタルヘルスの状況等、働き方改革の多面的な目的を踏まえた目標について設定することも有効であること。

併せて、これらの学校における働き方改革の取組を進めるためには、教育委員会内外の様々な部局間の連携・協力を図り、各部局の働き方改革に係る取組を一体的・総合的に進める必要があることから、教育委員会において、中心となって調整機能を発揮する担当を明確化すること。

2. 学校及び教師が担う業務の役割分担・適正化について

調査結果においては、「3分類」に基づく14の取組の全ての項目で実施状況が改善しており、特に「授業準備」や「学習評価や成績処理」への支援スタッフの参画については、前回の調査から大きく進捗していることが確認された。

「3分類」における「基本的に学校以外が担うべき業務」については、他の業務以上に優先的に役割分担の見直しが進められることが重要であるところ、「登下校に関する対応」の実施率が7割となっているほかは半数程度の実施率にとどまっている。これらの見直しを進めるためには、学校単位の取組にとどまらず、保護者・地域住民や自治体の首長部局等との連携・協働が不可欠であり、学校徴収金の徴収・管理を地方公共団体の業務として行うことなど、教育委員会が主体となって具体的な取組を進めること。

「3分類」における「必ずしも教師が担う必要のない業務」や「負担軽減が可能な業務」については、各教育委員会が所管する学校に教員業務支援員を配置し、各学校において教職員との連携・協働を進めることで一層推進できる取組であるところ、文部科学省においては、令和6年度予算から、教員業務支援員の全小・中学校への配置に必要な経費を計上しているところであり、各教育委員会においては、「教員業務支援員との協働の手引き」等も活用いただきながら、教員業務支援員の一層の配置促進と効果的な活用を行うこと。

その際、今後の学校マネジメント機能の強化に資する観点から、事務職員がより主体的・積極的に校務運営に参画することが求められているところ、令和6年11月の「秋のレビュー（秋の年次公開検証）」において、「地方交付税算定上見込まれている事務職員数と、実際の配置人数に大きな差が生じていることから、まずは市町村費負担事務職員を適正に配置した上で、なお不足が生じる場合に支援員を配置すべきである」との指摘⁴があったことを踏まえ、市区町村教育委員会におかれては、学校事務を行う市区町村費による事務職員の適正な配置を進めていただきたいこと。

また、教員業務支援員をはじめとした支援スタッフを活用する取組については、「チーム学校」の実現に向け、校長等の管理職がマネジメントを行った上で、教師と支援スタッフ等の役割分担や連携・協働を効果的に進めること。

3. 保護者、地域住民、首長部局等との連携・協働について

⁴ [補習等のための指導員等派遣事業（外部人材の活用）有識者取りまとめ](#)

学校における働き方改革の実効性を向上するためには、保護者や地域住民、首長部局等の理解・協力を得ながら取組を進めることが重要である。

このため、教育委員会においては、保護者や地域住民等に対し、教職員の在校等時間の状況の公表や教育委員会による業務改善の方針等の周知等を通じて、所管する学校における働き方改革の必要性等についての理解・協力を得るための取組を進めること。

併せて、教育委員会は、学校における働き方改革について学校運営協議会の場で積極的に議題として取り扱われるよう取り組むこと。また、国の予算も活用しつつ、地域と学校をつなぐ地域学校協働活動推進員の配置充実を進めることなどにより、コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）と地域学校協働活動の一体的取組を一層推進するとともに、学校運営協議会の協議を踏まえた地域学校協働活動の充実を図ること。

コミュニティ・スクールを導入していない教育委員会については、学校運営協議会の設置が教育委員会の努力義務になっていることを踏まえ、保護者や地域住民の理解・協力を得ながら働き方改革を推進する観点からも、主体的・計画的に導入に向けた検討及び手続を進めること。

さらに、首長部局と教育委員会が一体となって取組を推進するため、働き方改革を含む教師を取り巻く環境整備について、総合教育会議で議題として積極的に取り上げるよう取り組むこと。また、福祉担当部局や児童相談所等の関係機関との連携強化を図ることが重要であること。

保護者や地域住民からの過剰な苦情や不当な要求等の学校だけでは解決が難しい事案への対応については、文部科学省においてこれまで都道府県教育委員会等において作成された対応マニュアルや手引きについての情報提供を行ってきたほか、令和6年度より全国にモデルとなる事例の創出を行うための事業を実施しており、今後も、参考となる事例に関する情報提供を行うことを予定しているため、これらを参考にしつつ、行政による学校問題解決のための支援体制の構築を進めること。

また、スクールロイヤー（専ら教育行政に関与する弁護士）の配置等の教育行政に係る法務相談体制の整備を行い、法的観点から教師と保護者等との信頼関係の構築を図ったり、過剰な苦情や不当な要求等へ対応したりすることも有効であり、より一層の法務相談体制の整備・充実に取り組むこと。

4. 校務 DX の加速化について

校務 DX によって校務実施の効率化を進めることは重要であるものの、今回の調査結果では、学習評価や成績処理への ICT の活用において、特に市区町村間で差が見られることが確認された。

校務実施における ICT 活用については、「GIGA スクール構想の下での校務 DX チェックリスト」に基づく学校・学校設置者の自己点検結果（速報値）を踏まえた令和6年12月通知⁵やその添付資料等を通じて、標準的な GIGA スク

⁵ 「GIGA スクール構想の下での校務 DX チェックリスト」に基づく自己点検のフォローアップの実施結果（速報値）について（通知）（令和6年12月26日付け6初情教第10号文部科学省初等中等教育局学校情報基盤・教材課長通知）

ール環境（児童生徒1人1台端末、教師1人1台端末、クラウドツール）の徹底的な活用を推進しており、実際に教職員の働き方の改善に対する効果実感が高かった取組等も示しているところである。これらを参考にしつつ、教育委員会は、学校現場に既に普及した標準的なGIGAスクール環境を徹底的に活用し、教師や校内・校外の学校関係者、教育委員会職員の負担軽減やコミュニケーションの迅速化・活性化に速やかに取り組むなど、校務DXの取組をさらに進められたいこと。

5. 授業時数の見直しについて

中教審答申において指摘された授業時数に係る点検及び教育課程編成の改善に向けた指導・助言については、今回の調査結果において、各教育委員会における実施状況は改善した一方、「特に取り組んでいない、取り組む予定はない」と回答した市区町村教育委員会も依然として存在していることから、当該教育委員会においては、標準授業時数を大きく上回って（年間1,086単位時間以上）教育課程を編成している所管の学校に対して、授業時数を見直すことを前提に点検を行い、指導体制に見合った改善が適切に行われるよう速やかに指導・助言を行うこと。

また、別途の調査結果に関連して、令和6年度教育課程編成・実施状況調査結果に関する事務連絡⁶により周知したとおり、令和6年度計画時点で標準授業時数を大きく上回って教育課程を編成・実施している学校の割合は減少したものの、小学校5年で17.7%、中学校2年で15.2%となっており、標準授業時数を上回る部分の具体的な使い方を想定していない学校も25%程度ある。

また、都道府県・指定都市ごとに、年間1,086単位時間以上の教育課程を編成している学校の割合に大きな差があるところであり、各教育委員会においては、令和5年度人事行政状況調査結果通知⁷を踏まえ、指導体制に見合った教育課程の編成・実施のため、不断の見直しに取り組むこと。

6. 部活動について

国においては、子供たちのスポーツ・文化芸術活動の機会を確保・充実するため、公立中学校における休日の部活動の地域クラブ活動への移行を推進しており、地方公共団体においては、引き続き、国の実証事業等の支援策も活用しつつ、地域の実情に応じた取組を徹底すること。

また、部活動の実施においては、教師の部活動に係る負担を軽減する観点から、部活動指導員をはじめとした外部人材の活用が重要であり、学校のニーズを的確に把握しつつ適切な配置について検討されたいこと。

なお、年間授業時数の見直しと部活動時間の短縮を一体的に行った事例として、基本的に5時間授業日に部活動を実施することで平日の部活動が教職

⁶ [令和6年度公立小・中学校等における教育課程の編成・実施状況調査の結果について（周知）](#)（令和6年12月25日付初等中等教育局教育課程課事務連絡）

⁷ 令和5年度公立学校教職員の人事行政状況調査結果等に係る留意事項について（通知）（令和7年2月28日付け6文科初第2146号文部科学省初等中等教育局長・総合教育政策局長通知）

員の正規の勤務時間内に終了するよう工夫し、教職員の長時間勤務の抑制を図った取組事例についても、調査結果とともに掲載しているところ、部活動に係る教師の負担軽減の取組を進める上で参考にされたいこと。

7. 労働安全衛生管理体制の整備・充実について

教師の健康及び福祉の確保に向けて、各学校における労働安全衛生対策を一層推進することは不可欠な取組である。

労働安全衛生法により義務付けられている労働安全衛生管理体制の未整備は法令違反であり、域内に未整備の学校がある場合、当該学校の設置者は速やかに法令上求められている体制の整備を行う責務があることから、各教育委員会においては、域内にそうした学校がある場合には、速やかに体制を整備するために必要な措置を行うとともに、法令上の義務が課されていない学校においても、可能な限り法令上の義務が課されている学校に準じた労働安全衛生管理体制の充実がなされるよう努めること。

8. 本通知の位置付けについて

本通知は、令和6年度教育委員会における学校の働き方改革のための取組状況調査の結果に関する事項を中心に通知するものであり、学校における働き方改革に係る取組については、本通知のほか、令和6年9月通知、令和5年12月通知⁸、令和5年11月通知⁹及び平成31年3月通知¹⁰等によるものであること。

また、令和5年度人事行政状況調査結果通知における、学校における働き方改革に関する事項についても十分参照されたいこと。

別添：令和6年度教育委員会における学校の働き方改革のための取組状況調査結果概要

本件担当： 初等中等教育局財務課校務調整係 T E L：03-5253-4111（内線 3704） E-Mail： ko-mu@mext.go.jp

⁸ 令和5年度教育委員会における学校の働き方改革のための取組状況調査結果等に係る留意事項について（通知）（令和5年12月27日付け5初財務第14号初等中等教育局財務課長・初等中等教育企画課長通知）

⁹ 公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針に基づく取組状況調査の結果等について（通知）（令和5年11月6日付け5初初企第37号文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課長通知）

¹⁰ 学校における働き方改革に関する取組の徹底等について（通知）（平成31年3月18日付け30文科初第1497号文部科学事務次官通知）